

1-5 多数国間投資保証機関

Multilateral Investment Guarantee Agency : MIGA⁵

1. 概要

(1) 連絡先

<本部>

住所：1818 H Street, NW Washington, DC 20433 USA

Tel : +1-202-458-2538 Fax : +1-202-522-0316 Email : migainquiry@worldbank.org

URL : <http://www.miga.org/>

<東京事務所>

住所：東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 14 階

TEL : 03-3597-6633 Fax : 03-3597-6695 Email : ptokyo@worldbankgroup.org

(2) 設立・根拠・沿革

1985 年 10 月 世銀総務会において MIGA 設立条約採択

1988 年 4 月 同条約発行により MIGA 設立

1990 年 業務開始

2010 年 11 月 同条約改正発行（融資単独投資および一部タイプの既存投資の保証を追加）

(3) 加盟国

182 カ国（IBRD への加盟が必要

（2020 年 3 月のブータンが最新、日本は設立時より加盟）

(4) 目的・機能

開発途上にある加盟国への外国直接投資を奨励するため、世銀等の活動を補完し、民間の投資家および貸付人に対する非商業リスクの保証や信用補完の供与等を行う（世銀グループ機関）。

2. 組織・機構

(1) 総務会（Council of Governors）

- MIGA の最高意思決定機関
- 一切の権限を付与されているが、新規加盟の承認、資本の増減、加盟国の資格停止等の重要事項を除き、その権限を理事会に委譲
- 議長：総務の中から選出
- 構成：各加盟国任命の総務・同代理各 1 名（総務代理は総務不在の場合にのみ投票権有り）

(2) 理事会（Board of Directors）

- 通常業務の執行機関（議長：総裁）
 - 構成：理事 25 名
- 加盟国総務により指名された候補者の中から総務の互選により選出。但し、理事総数の 1/4（総

⁵ 出典：“MIGA Management’s Discussion & Analysis and Financial Statements FY2021”、“MIGA 年報（2021 年）”およびホームページ

数が4で割り切れない場合は、総数内で割り切れる最大数の1/4)は議決権の大きい国から別枠で任命される。慣行として世銀理事/理事代理が兼務。

任命理事(6名): 米国・日本・英国・ドイツ・フランス・中国

選任理事(19名): 上記6カ国以外の各国総務の互選により選出

(3) 総裁(President)および長官(Executive Vice President)

総裁は世銀総裁が兼任するが、実質的な運営は理事会が指名する長官が行う。

➤ 総裁: David R.Malpass (2019年4月9日就任)

(米国人。エコノミスト。米国財務次官などを歴任)

➤ 長官: 俣野弘 (第7代。2019年12月16日就任)

(日本人。直前は東銀リース(株)執行役員)

(4) 職員数

専門職員数 119名 (2016年12月末時点)

3. 財源

○ 資金源 (2021年度^(注))

(単位: 百万米ドル)

授権資本金	2,020
応募資本金	1,920
払込資本金	366
内部留保	1,146

(注) 会計年度は前年7月から当年6月。

○ 主要加盟国の応募資本金と議決権シェア

(単位: 千米ドル、%)

国名	応募資本金	議決権 ^(注) シェア
米国	352,342	15.03
日本	97,153	4.22
ドイツ	96,688	4.20
フランス	92,673	4.03
英国	92,673	4.03
中国	59,835	2.64
その他諸国	1,128,201	65.85
合計	1,919,565	100.00

(注) 加盟国の議決権は、各国一律の基礎票に払込資本金1万SDR (@\$1.082)につき1票を加えた総数。

4. 業務内容

(1) 保証業務（出典：“Investment Guarantee Guide” October 2021）

開発途上国での適格なプロジェクトへの投融資において、非商業的リスクを対象とし、投資にあたっての資金調達源へのアクセス、投資事業による、より良好な条件での資金調達を実現することを狙いとする。

ア. 対象となるリスク

- 投資受入れ国政府・国有企業の契約不履行や否認
- 兌換停止・外貨送金制限
- 収用
- 戦争、テロ及び内乱

イ. 対象となる投資

(ア) 対象事業

加盟国から加盟開発途上国への投資のうち、以下に該当するもの。

- 新規投資
- 既存事業向けの投資（事業の拡張・近代化・改善）
- 買収（国営企業民営化にあたって行われるものを含む）

(イ) 対象取引

- 株式投資、株主融資、株主融資への保証及び株主以外からの融資（期間1年以上に限る）
- 技術支援・監督契約、資産証券化、債券発行、リース、フランチャイズその他

(ウ) 対象事業に求められる要件

- 投資家として開発に伴う便益と、事業に対する長期コミットメントを証することが必要。
- MIGA 事業の目的である経済成長及び開発促進に資する事業であるとともに、金融・経済面でみてバイアブルであること、環境面で適切かつ、対象国の労働基準及び開発目標と整合的な事業であること。

ウ. 保証料

プロジェクトごとに決定され、国、セクター、取引、さらに対象リスクの種類により異なる。

エ. 保証期間

1年以上最長15年（投資プロジェクトの内容に応じ例外的に20年あり）

オ. カバー率

(ア) 株式投資：出資額の90%を上限（これに加え、投資額の500%を上限に投資収益をカバー可）

(イ) 貸付：貸付元本の95%を上限（ケース・バイ・ケースで引上）（これに加え、投資額の150%を上限に利息収益をカバー可）。

(ウ) その他契約：通常は上限を90%、例外的に95%。

(2) 信用補完（Non-Honoring of Financial Obligations (NHFO) coverage）

対象投資事業に関係する資金支払い義務につき、政府若しくは国営企業が期日通りの履行を行わなかった場合の損害を補填するもの。一定以上の信用格付けを有する政府または国営企業である

場合に適用可能。政府の支払不履行保証（NHSFO：Non-Honoring of Sovereign Financial Obligations）と国営企業の支払不履行保証（NHFO-SOE：Non-Honoring of Financial Obligations by a State-Owned Enterprise）を提供。

(3) 貿易金融保証（TFG：Trade Finance Guarantees）

IFC が GTFP（Global Trade Finance Program）プログラムの下で提供する、国有銀行による貿易金融取引の支払不履行リスクに対する保証をカバー。

(4) 小型投資プログラム（Small Investment Program—SIP）

金融、アグリビジネス、製造およびサービスの各セクターに携わる途上加盟国の中小企業^(注) 向け投資（中小企業を新たに設立する場合を含む）に対し、簡略化された手続きにより、10 百万米ドルを限度として保証を供与。

中小企業向け金融サービスを対象とした保証も可。

対象リスクは、外貨送金規制、収用、戦争、テロ及び内乱

（注）次の 3 条件のうち 2 つ以上を満たす企業：

- 従業員 300 人以下
- 総資産額 15 百万米ドル以下
- 年間総売上 15 百万米ドル以下

(5) IFC-MIGA 民間セクター・ウインドウ（IDA Private Sector Window—IDA PSW）の下での MIGA 保証ファシリティ（MIGA Guarantee Facility—MGF）

IDA 第 18 次増資で創設された総枠 25 億米ドルの PSW メニューの 1 つ。

IDA 対象国において、保険マーケット及び MIGA によって非商業的リスクが十分にカバーされな
いがために民間投資が十分に動員できない場合に、ギャップを埋めるためのリスクカバーを提供
するもの。ファシリティの総額は 5 億米ドル。

融資及び出資を対象に、ファーストロスカバー若しくは再保険を提供。

対象リスクは、外貨送金・交換リスク、戦争、内乱、収用、政府を当事者とする主要プロジェクト
関連契約の義務不履行。

2021 年度において、8 件総額 131 百万米ドルの保証を供与し、うち 40 百万米ドルにつきファース
トロスカバーの仕組みで IDA とのリスク分担が行われた。また、PSW の IFC による別のメニ
ューであるリスク緩和ファシリティ（RMF、10 億米ドル分担）において、MIGA は IDA の代理
として保証部分にかかる管理業務を行っている。

5. 実績

○ 投資保証承諾実績

(単位：件、百万米ドル)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
被支援プロジェクト数	33	39	37	47	40
新規保証承諾	4,842	5,251	5,548	3,961	5,199
総保証残高 ^(注1)	17,778	21,216	23,327	22,593	22,957
純保証残高 ^(注2)	6,780	7,878	8,295	9,192	9,134

(注1) MIGAの保証上限は、(応募資本金+準備金+利益剰余金)の350%+民間保険による再保険引受けの90%+公的保険による再保険引受けの100%

(注2) 総保証残高から再保険を差し引いたもの

○ 総保証残高地域別内訳

(単位：%)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
東アジア・大洋州	13.6	11.8	11.2	11.0	12.2
欧州・中央アジア	32.9	32.2	28.2	23.4	23.3
ラテンアメリカ・カリブ海	16.3	20.0	18.5	18.0	18.4
中東・北アフリカ	4.9	5.4	12.8	13.3	12.9
南アジア	5.6	4.9	4.3	5.8	5.1
サブサハラ・アフリカ	26.7	25.6	25.0	28.4	28.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

○ 総保証残高産業部門別内訳

(単位：%)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
インフラストラクチャー	47.8	48.5	52.6	48.6	47.3
金融	33.2	34.0	31.5	35.8	36.4
サービス	4.9	4.8	4.3	4.3	5.0
製造業	2.8	2.4	2.2	3.7	3.7
石油ガス	5.4	4.1	3.4	1.6	1.4
鉱業	5.4	5.8	5.7	5.6	5.8
アグリビジネス	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

○ 純保証残高上位 10 カ国 (2021 年度)

		総保証残高	純保証残高	
		(百万米ドル)	(百万米ドル)	(シェア、%)
1	トルコ	2,518.7	560.6	6.1
2	南アフリカ	1,512.2	495.1	5.4
3	エジプト	488.1	396.1	4.3
4	パナマ	1,177.6	387.3	4.2
5	カメルーン	475.8	323.1	3.5
6	ガーナ	412.7	297.1	3.3
7	セルビア	549.7	275.7	3.0
8	ケニア	460.5	259.1	2.8
9	バングラデシュ	731.4	253.7	2.8
10	インドネシア	694.0	249.0	2.7
10カ国計		9,020.5	3,496.7	38.3
合計		22,956.7	9,134.0	100.0

6. コラム

- COVID-19 への対応として、2020 年 4 月に、低所得国・中所得国で同感染症の流行への対応に取り組む民間セクターの投資家および金融機関への支援を目的に 65 億米ドルのファストトラック・ファシリティを立ち上げ、2021 年 6 月末現在、38 件合計 56 億米ドルの保証が供与されている。
- 気候変動への対応では、世銀グループとして、2021 年 6 月には、2021~25 年を対象期間とする気候変動行動計画を発表。同計画では途上国の気候変動対策への資金提供を一段と拡大し、MIGA は IFC とともに、理事会が承認する実物経済に係る業務について、2023 年 7 月以降は 85%、2025 年 7 月以降は 100%を、パリ協定の目的と整合させつつ実施するとしている。